

平成27年  
特許法等の一部を改正する法律について



## <目 次>

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 法律改正の概要                 | 1  |
| 「特許法等の一部を改正する法律」の概要     | 1  |
| A. 職務発明制度の見直し           | 2  |
| B. 特許料等の改定              | 8  |
| C. PLT・STLTの実施のための規定の整備 | 11 |
| 改正法の施行予定                | 17 |
| 要綱                      | 19 |
| 新旧対照条文                  | 21 |
| 附則（抄）                   | 47 |

## 【法律改正の概要】

# 改正法の概要

## 「特許法等の一部を改正する法律」の概要

### 1. 法律の概要

- ▶ グローバル競争が激化する中、我が国のイノベーションを促進するためには、研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と、企業の競争力強化を共に実現するための環境整備が重要。
- ▶ このような事情に鑑み、知的財産の適切な保護及び活用を実現するための制度を整備し、我が国のイノベーションを促進することを目的として、①職務発明制度の見直し、②特許料等の改定、③特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備、を行う。

### 2. 具体的な措置事項

| ①職務発明の活性化   | ②特許料等の改定  | ③特許法条約、シンガポール条約(商標)への加入  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 企業が組織として行う研究開発活動は我が国のイノベーションのエンジン。</li> <li>◆ 従業員の発明のインセンティブを明確化することにより、発明を奨励することが重要。併せて、企業が特許を円滑かつ確実に取得することで知財戦略を迅速・的確に行い、企業競争力強化を図る。</li> </ul> <p>▶ 職務発明に関する特許を受ける権利を初めから法人帰属とすることを可能とする</p> <p>▶ 発明者に対して現行法と実質的に同等のインセンティブ付与を法定</p> <p>▶ 法人と発明者の間でのインセンティブ決定手続のガイドライン策定を法定化</p> <p>【特許法第35条】</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 前回改正から5年以上が経過し、料金の見直しを検討。</li> <li>◆ 利用者の負担を軽減し特許権・商標権の活用を促進するため、料金引下げを検討。</li> <li>◆ 国際出願の件数拡大を踏まえ、料金の適正化を検討。</li> </ul> <p>▶ 特許料を10%程度引き下げ</p> <p>▶ 商標登録料を25%程度、更新登録料を20%程度引き下げ</p> <p>▶ 国際出願の調査手数料等を日本語及び外国語別の料金体系に改正</p> <p>【特許法第107条第1項、商標法第40条第1項、国際出願法第18条第2項等】</p> | <p>各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化を進める両条約には、近年、欧米諸国の加入が進展。国際的な制度調和のため、我が国も加入が必要。</p> <p>条約を担保するため、以下の特許・商標の手続の利便性を向上させる規定を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国語出願における翻訳文の提出期間を経過した場合の救済規定等の導入</li> <li>▶ 書類の添付忘れ等瑕疵ある出願について、一定期間内に限り補完を可能とする制度を導入</li> </ul> <p>等</p> <p>【特許法第5条、第36条の2、商標法第9条等】</p> |

### 3. 今後のスケジュール

#### 【ガイドライン(指針)の策定スケジュール(予定)】

- 平成27年9月中めどで産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会での検討を開始
- 改正法施行以降、経済産業大臣が同小委員会できりまとめたガイドライン(指針)を告示として公表

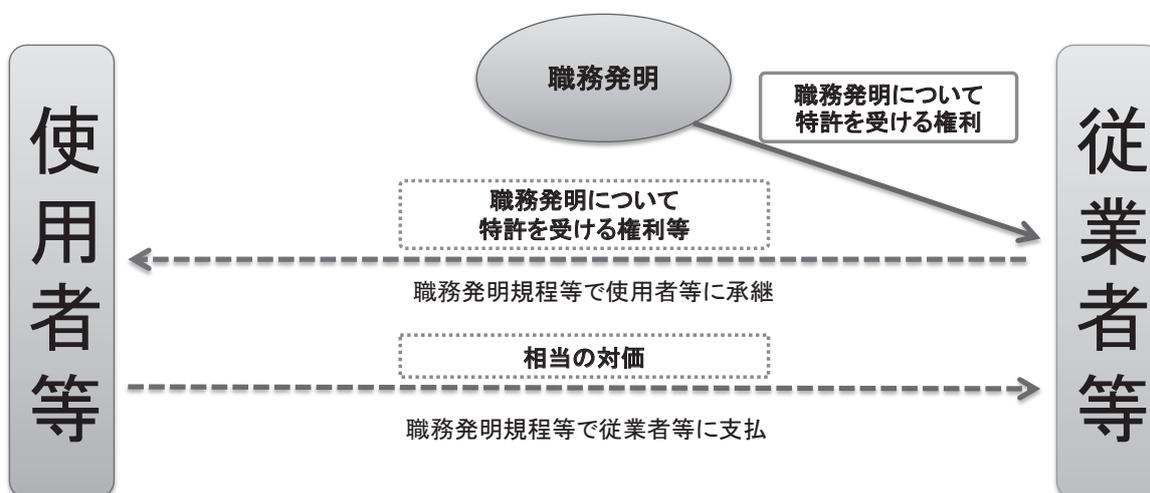
#### 【公布までの経緯と施行日】

- 平成27年3月13日改正法案を閣議決定、改正法案を第189回通常国会に提出
- 平成27年6月2日衆議院本会議にて可決、7月3日参議院本会議にて可決・成立
- 施行日: 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

# A. 職務発明制度の見直し

## 1. 職務発明制度とは(現行制度)

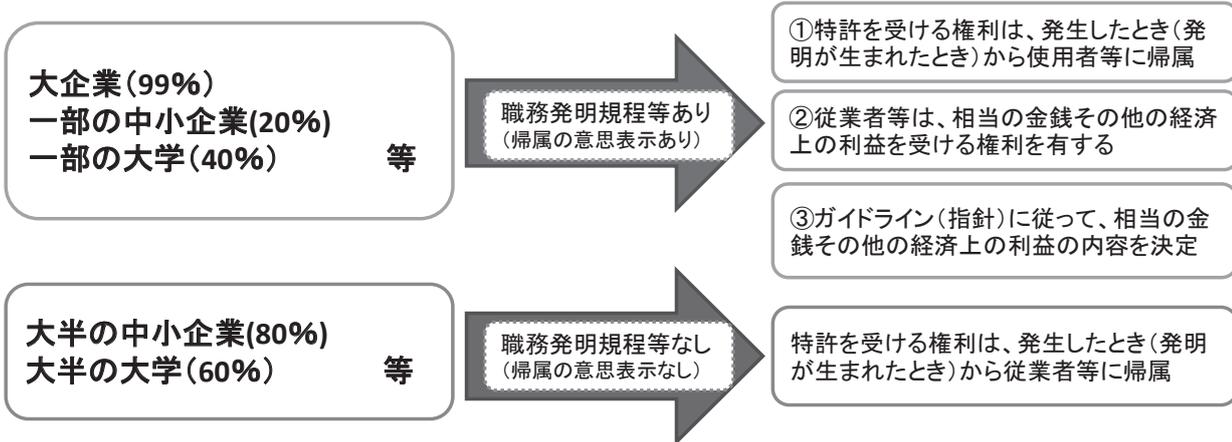
- 「職務発明制度」とは、従業者等が職務上した発明について、使用者等が特許権等を取得した場合の権利やその対価(報酬)の取扱いについて定める制度。【特許法第35条】
- 我が国の「職務発明制度」の柱は次のとおり。
  - ① **特許を受ける権利は発明者に帰属**し、使用者等が特許出願をするには、その権利を譲り受ける形となる(いわゆる「発明者帰属」)。
  - ② 発明者は、特許を受ける権利を使用者等に承継させた場合、**その対価を請求**することができる(いわゆる「対価請求権」)。



## 2. 職務発明制度の見直し(今般の改正)

### 【条文要綱】

- ① 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとする。【第35条第3項】
- ② 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとする。【第35条第4項】
- ③ 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等について指針を定めるものとする。【第35条第6項】

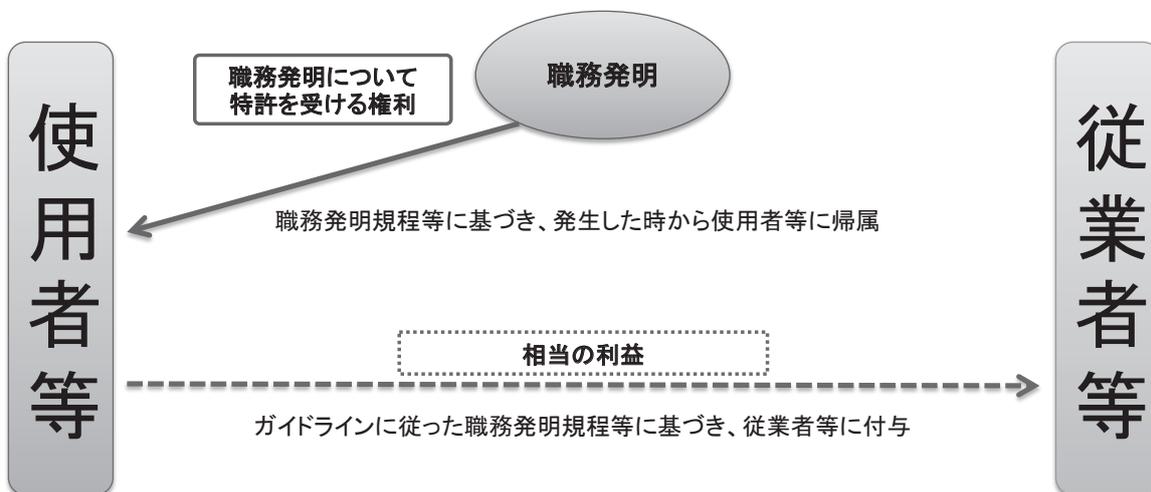


### 3-1. 改正後の職務発明制度①(原始使用者等帰属)

#### 原始使用者等帰属の場合

使用者等が従業者等に対してあらかじめ職務発明規程等に基づいて帰属の意思表示をした場合には、

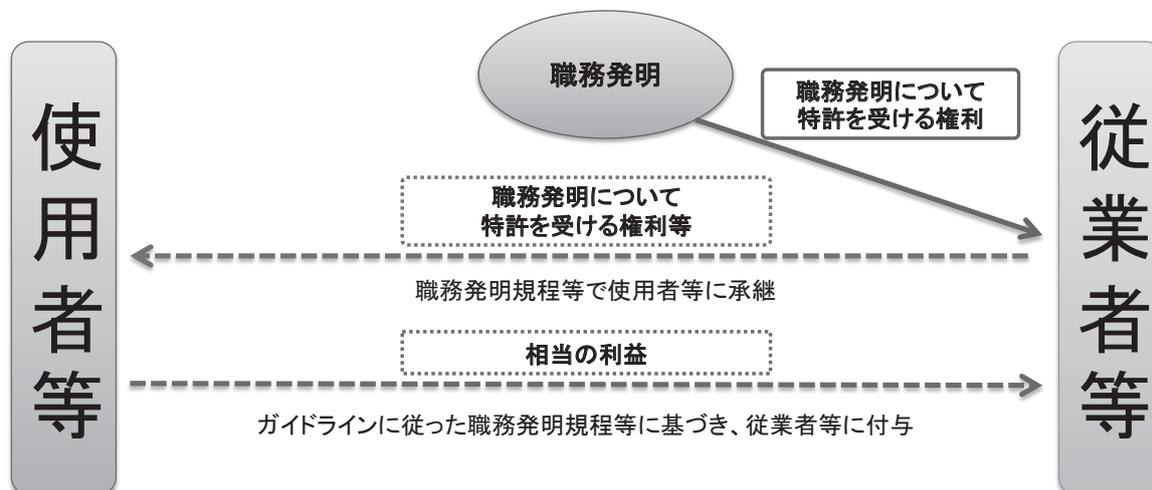
- ① 特許を受ける権利は、発生したとき(発明が生まれたとき)から使用者等に帰属する
- ② 従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する
- ③ ガイドライン(指針)に従って、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定



### 3-2. 改正後の職務発明制度②(原始従業者等帰属)

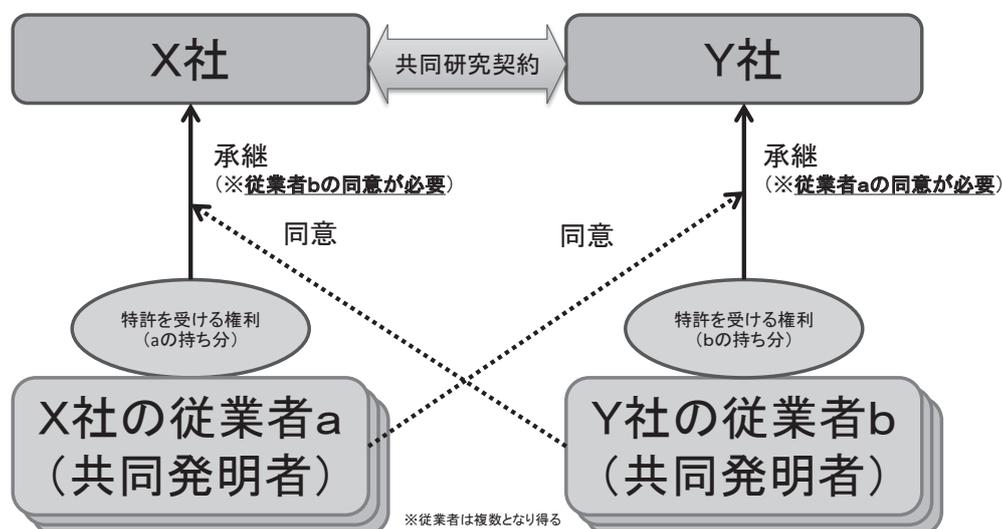
#### 原始従業者等帰属の場合

大学や中小企業の一部などの中には、現行法の従業者等帰属を希望する法人もあることから、使用者等が従業者等に対してあらかじめ職務発明規程等により帰属の意思表示をしなければ、特許を受ける権利は、従業者等に帰属する。



### 4-1. 改正により期待される効果① (現行制度下での共同研究における課題)

- ・現行制度では、企業が、自社の従業者(共同発明者a)から特許を受ける権利を承継する場合、他社の従業者(共同発明者b)の同意も得る必要があるため、権利の承継に係る手続負担が課題。
- ・共同研究の途中で、従業者(共同発明者)の人事異動が発生した場合は、再度、同意を取り直す等、権利の承継に係る手続がより複雑化。
- ・共同研究の必要性が高まる中、企業のスピーディーな知財戦略実施の阻害要因の1つとなっている。  
→ 特許を受ける権利を初めから使用者等に帰属させることにより、この問題を解決。

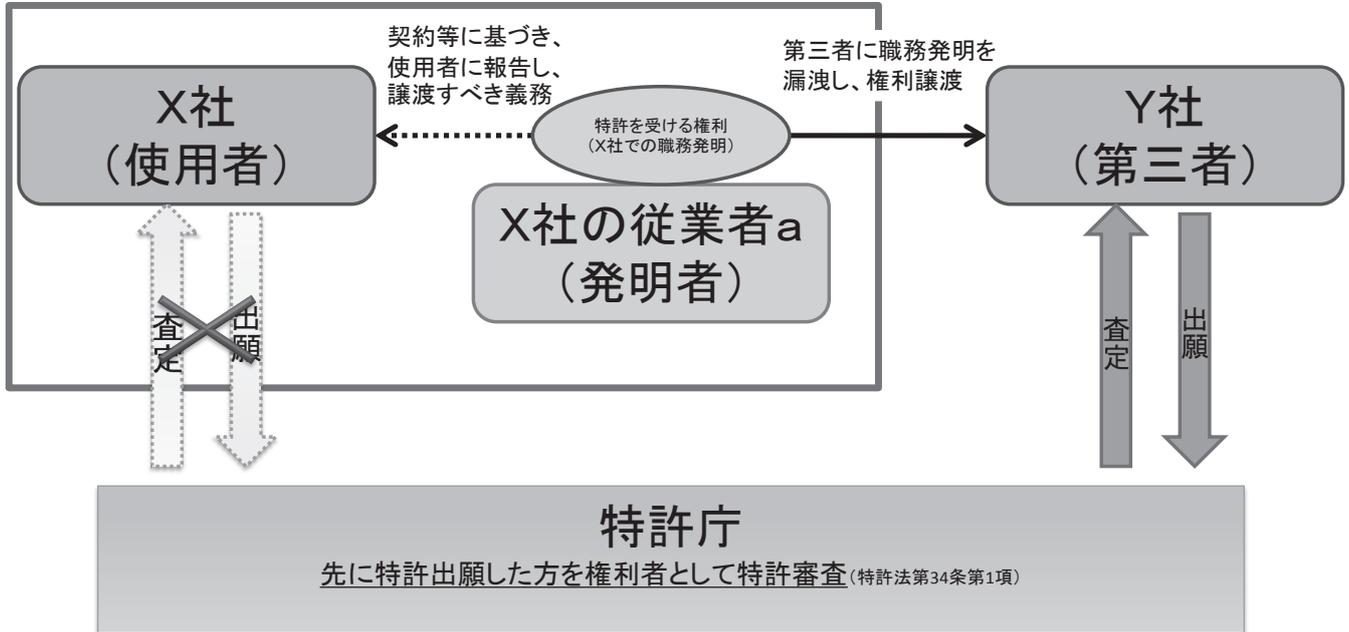


## 4-2. 改正により期待される効果②

### (現行制度下での職務発明の二重譲渡問題)

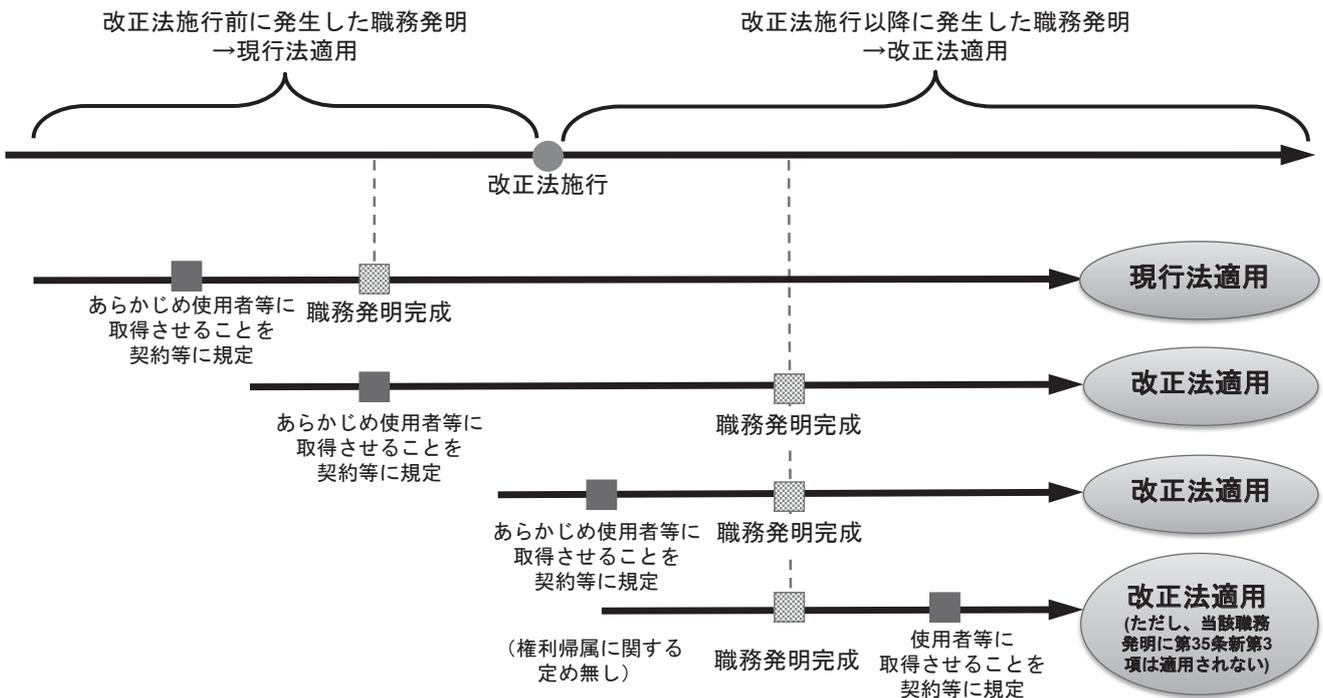
・発明者たる従業者が、自分の職務発明を自社に報告せず、第三者にその特許を受ける権利を譲渡した場合において、当該第三者が使用者より先に特許出願をしたときは、現行制度下では、第三者が権利者となる(二重譲渡問題)。

→ 特許を受ける権利を初めから使用者等に帰属させることにより、この問題を解決。



## 5. 第35条新第3項の適用基準について

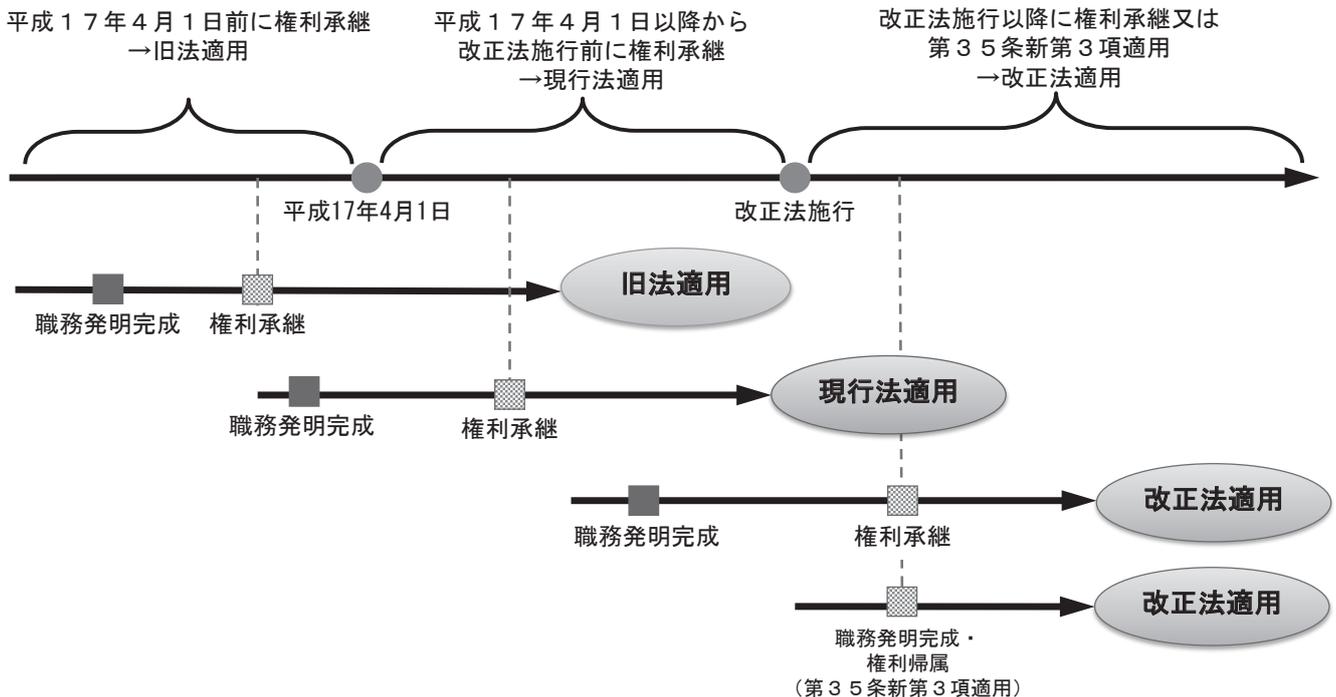
- 改正法施行前に発生した職務発明 ⇒ 現行法適用
- 改正法施行以降に発生した職務発明 ⇒ 改正法適用



## 6. 第35条新第4項・第5項・第7項の適用基準について



- |                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| ➤ 平成17年4月1日前に権利承継された職務発明          | ⇒ 旧法適用  |
| ➤ 平成17年4月1日以降から改正法施行前に権利承継された職務発明 | ⇒ 現行法適用 |
| ➤ 改正法施行以降に権利承継又は第35条新第3項適用の職務発明   | ⇒ 改正法適用 |



## 参考1. 権利の取得等に係る規程の例



### ＜第35条新3項が適用される規程例＞

職務発明については、その発明が完成した時に、会社が発明者から特許を受ける権利を取得する。(ただし、会社がその権利を取得する必要がないと認めたときは、この限りでない。)

### ＜第35条新3項が適用されない規程例＞

- 1 発明者は、職務発明を行ったときは、会社に速やかに届け出るものとする。
- 2 会社が前項の職務発明に係る権利を取得する旨を発明者に通知した時に、会社は当該職務発明に係る権利を取得する。

## 参考2. 主要国における職務発明の取扱い



| 国               | 職務発明における特許を受ける権利の帰属・承継   | 対価・補償等に関する法律上の規定の有無 |
|-----------------|--|---------------------|
| 日本<br>(※平成16年法) | <ul style="list-style-type: none"> <li>従業者に帰属。</li> <li>契約、勤務規則等により使用者に承継。</li> </ul>  | 有                   |
| ドイツ             | <ul style="list-style-type: none"> <li>従業者に帰属。</li> <li>使用者の請求により使用者に移転。<br/>(※従業者から使用者への職務発明に係る通知到達後、4ヶ月が経過するまでに請求権を放棄しなければ、使用者が請求したものとみなし、使用者に移転)</li> </ul> | 有                   |
| 米国              | <ul style="list-style-type: none"> <li>従業者に帰属。</li> <li>契約により使用者に承継。</li> </ul>  | 無                   |
| イギリス            | <ul style="list-style-type: none"> <li>使用者に帰属。</li> </ul>  | 有                   |
| フランス            | <ul style="list-style-type: none"> <li>使用者に帰属。</li> </ul>  | 有                   |
| スイス             | <ul style="list-style-type: none"> <li>使用者に帰属。</li> </ul>  | 無                   |
| 韓国              | <ul style="list-style-type: none"> <li>従業者に帰属。</li> <li>契約、勤務規則等により使用者に承継。</li> </ul>  | 有                   |
| 中国              | <ul style="list-style-type: none"> <li>使用者に帰属。</li> </ul>  | 有                   |

一般財団法人知的財産研究所による職務発明制度に関する調査研究報告書(平成26年2月)に基づき作成

## 参考3. ガイドライン(指針)の策定について(予定)



### 【特許法第35条新第6項】

経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

### 【ガイドライン(指針)の概要】

- ① 相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議
  - ② 策定された当該基準の開示
  - ③ 相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取
- といった適正な手続の在り方(状況)や指針の目的等について定める予定

### 【ガイドライン(指針)の策定スケジュール(予定)】

- 平成27年9月中めど 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会での検討を開始
- 平成27年末めど 同小委員会できりまとめたガイドライン(指針)案につき、パブリックコメント募集を開始
- 改正法施行以降 経済産業大臣が同小委員会できりまとめたガイドライン(指針)を告示として公表

## B. 特許料等の改定

### 1. 特許部門及び商標部門における料金引下げについて

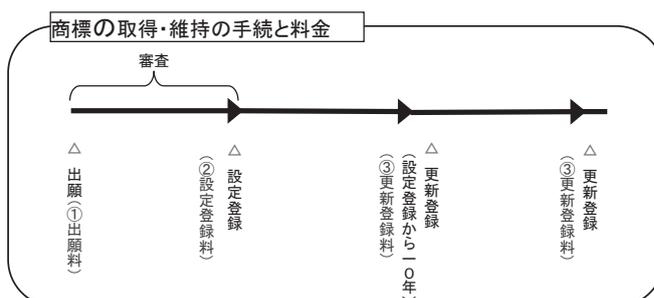
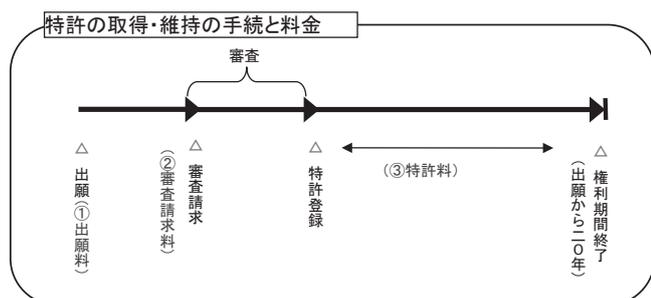
○特許料及び特許出願料を10%程度引き下げる。

|              | 現行料金                  | 新料金                   |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 特許出願料        | 15,000円               | 14,000円(案)            |
| 特許料(第1年～第3年) | 毎年2,300+請求項の数×200円    | 毎年2,100+請求項の数×200円    |
| 特許料(第4年～第6年) | 毎年7,100+請求項の数×500円    | 毎年6,400+請求項の数×500円    |
| 特許料(第7年～第9年) | 毎年21,400+請求項の数×1,700円 | 毎年19,300+請求項の数×1,500円 |
| 特許料(第10年以降)  | 毎年61,600+請求項の数×4,800円 | 毎年55,400+請求項の数×4,300円 |

※請求項: 特許を受けようとする発明に対して権利化する範囲を記載したもの。

○商標設定登録料を25%程度、更新登録料を20%程度引き下げる。

|             | 現行料金        | 新料金         |
|-------------|-------------|-------------|
| 設定登録料(10年分) | 区分数×37,600円 | 区分数×28,200円 |
| 更新登録料(10年分) | 区分数×48,500円 | 区分数×38,800円 |



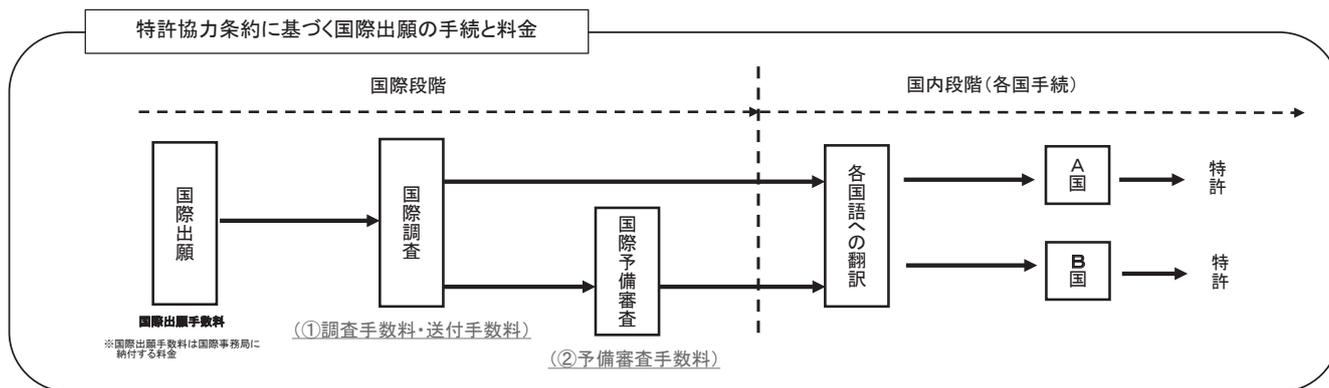
## 2. 国際出願に係る料金体系の見直し



○特許協力条約に基づく国際出願の手数料について、日本語と外国語の別にそれぞれ料金設定を行う体系に改める。

- ・法律において、実費を勘案して算定した額を上限額として定める。
- ・実際の手数料の額は政令に定める。
  - ①日本語については現行の額を据え置き。
  - ②外国語については、日本語と外国語における実費に対する料金負担の公平性、諸外国の料金水準、出願動向等を勘案。

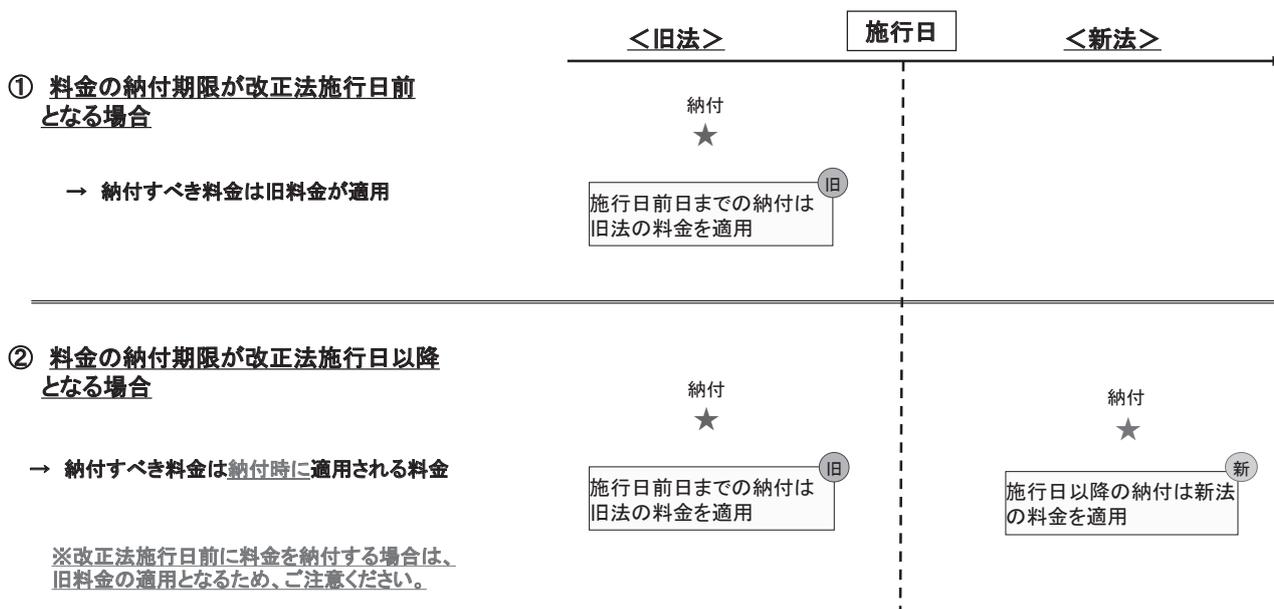
|              | 現行法定上限                         | 新法定上限(日本語)(案)                  | 新法定上限(外国語)(案)              |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------|
| 調査手数料及び送付手数料 | 110,000円<br>(政令に定める額: 80,000円) | 143,000円<br>(政令に定める額: 80,000円) | 221,000円<br>(政令に定める額: 検討中) |
| 予備審査手数料      | 36,000円<br>(政令に定める額: 26,000円)  | 48,000円<br>(政令に定める額: 26,000円)  | 77,000円<br>(政令に定める額: 検討中)  |



### 3-1. 経過措置について(特許・商標)



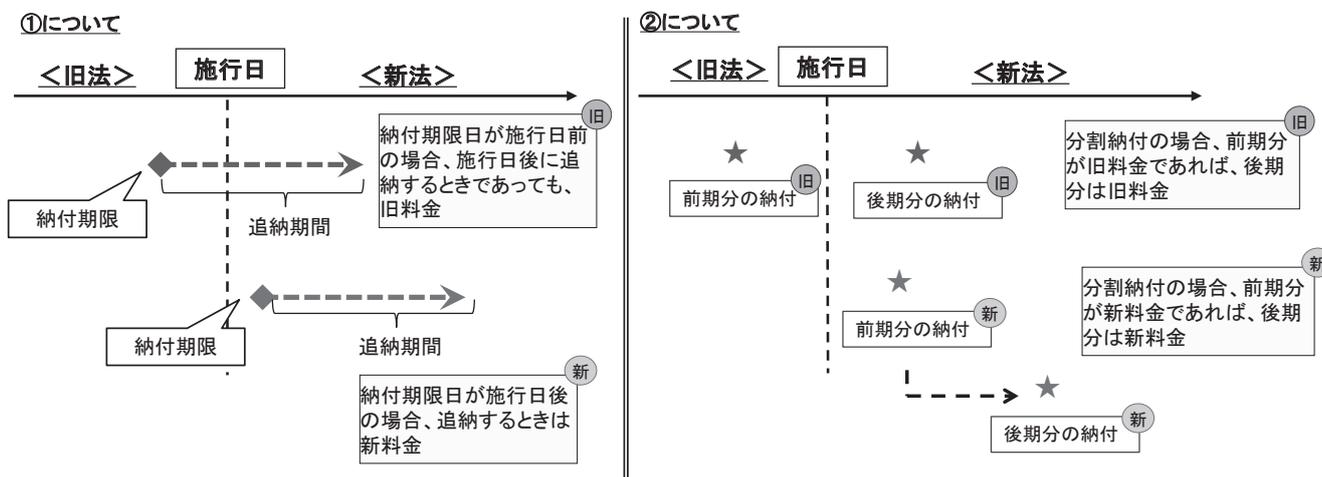
○特許及び商標関連の料金の経過措置(附則第2条第7項及び附則第3条第5項)  
 施行日前に納付される特許料、登録料は基本的に旧料金を適用し、施行日以降に納付される特許料、登録料は新料金を適用する。(附則第2条第7項及び附則第3条第5項)



### 3-2. 経過措置(追納等)について(特許・商標)



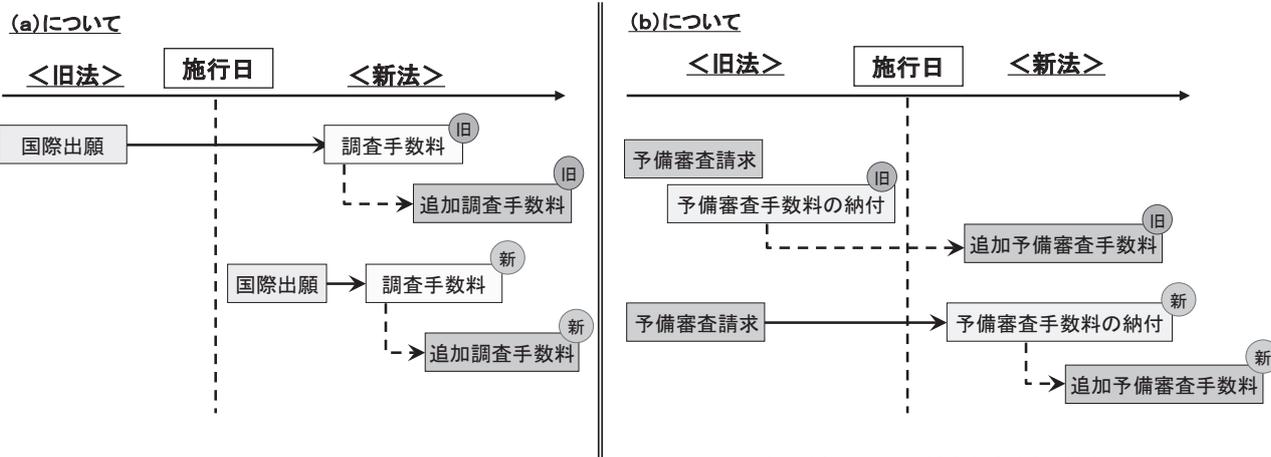
- 施行日以降に納付される特許料、登録料であっても、以下の場合は、旧料金を適用する。
- ①施行日前に納めるべき特許料、登録料について、追納期間に納付する場合(特許法第112条、商標法第43条)には旧料金を適用する。
  - ②商標の分割納付における前期分の設定登録料(商標法第41条の2第1項)及び更新登録料(商標法第41条の2第7項)が旧料金であった場合は、分割納付における後期分の設定登録料及び更新登録料についても旧料金を適用する。



### 3-3. 経過措置について(国際出願)



- 国際出願関連の料金の経過措置(附則第4条第1項から第3項)
- (a) 調査手数料・追加調査手数料: 国際出願日が施行日前であれば旧料金を適用し、国際出願日が施行日以降であれば新料金を適用する。
  - (b) 予備審査手数料・追加予備審査手数料: 予備審査手数料の納付日が施行日前であれば旧料金を適用し、予備審査手数料の納付日が施行日以降であれば新料金を適用する。



※改正法施行日前に料金を納付する場合は、旧料金の適用となるため、ご注意ください。

# C.PLT・STLTの実施のための 規定の整備

## 1. PLT・STLTの概要

### ①PLTの概要

- 特許法条約(Patent Law Treaty; PLT)は、各国で異なる特許出願等に関する手続の統一化及び簡素化を目的とし、出願人の利便性向上及び負担軽減を図る条約。
- 2005年4月に発効し(採択は2000年6月)、2015年6月現在36か国が加入している。米国は、2013年12月に加入。アジア諸国の多くの国が未加入の状態。
- 主な規定は以下のとおり。
  - ✓ 出願日の認定要件に係る規定〔第5条〕
  - ✓ 出願に係る規定〔第6条〕
  - ✓ 代理に係る規定〔第7条〕
  - ✓ 審査官等により指定された手続期間の満了後であっても、当該手続期間の延長を認める規定〔第11条〕
  - ✓ 手続期間の経過によって喪失した権利等を救済するための規定〔第12条〕
  - ✓ 優先権の主張に係る救済規定〔第13条〕

### ■ (参考)PLTの締約国一覧

アルバニア、アルメニア、オーストラリア、バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイルランド、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モンテネグロ、オランダ、ナイジェリア、オマーン、モルドバ、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ウクライナ、英国、米国、ウズベキスタン

(以上36か国、アルファベット順)

# 1. PLT・STLTの概要



## ②STLTの概要

- 商標法に関するシンガポール条約(Singapore Treaty on the Law of Trademarks; STLT)は、1996年に発効済みの商標法条約(Trademark Law Treaty; TLT)の内容を取り込んだ、各国で異なる商標登録出願等に関する手続の統一化及び簡素化を目的とし、出願人の利便性向上及び負担軽減を図る条約。
- 2009年3月に発効し(採択は2006年3月)、2015年6月現在37か国1政府間機関が加入している。米国は、2009年3月に加入。アジア諸国の多くの国が未加入の状態。
- STLTにおいて新たに設けられた規定は以下のとおり。
  - ✓ 新しいタイプの商標(色彩や音など)に係る規定[第3条]
  - ✓ 電子出願に関する手続規定[第8条]
  - ✓ 手続期間経過に対する救済規定[第14条]

### ■ (参考)STLTの締約国一覧

アルメニア、オーストラリア、ベラルーシ、ベルギー、ベネルクス知的財産機構(※)、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、アイスランド、イラク、イタリア、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モンゴル、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、ロシア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、タジキスタン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ウクライナ、英国、米国

(以上37か国及び1政府間機関、アルファベット順)

※ベネルクス知的財産機構は、ベルギー、オランダ及びルクセンブルグによって構成される知的財産を扱う政府間機関

# 2. PLTに対応した特許法の主な改正事項



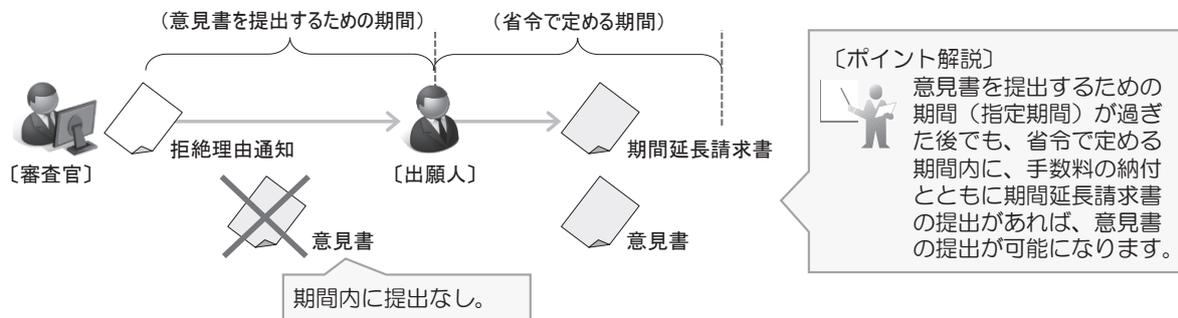
## [期間経過後の延長請求(特許法第5条新設第3項関係(PLT第11条(1)(ii)関係)]

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による期間の延長(経済産業省令で定める期間に係るものに限る。)は、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、請求することができる。

### 【新たな手続イメージ(例えば特許法第50条関係)※】



※特許法第50条関係以外のその他の指定期間(例えば手続の補正等)に関しても手続は同様。

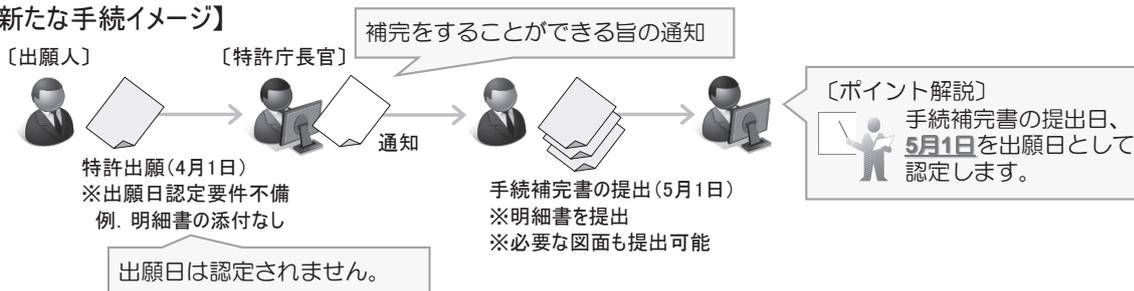


## 2. PLTに対応した特許法の主な改正事項

### 【特許出願の日の認定(特許法新設第38条の2関係(PLT第5条(1)~(4)関係))】

- 2 特許庁長官は、特許出願が前項各号のいずれかに該当するときは、特許を受けようとする者に対し、特許出願について補完をすることができる旨を通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、その補完をすることができる。
- 4 前項の規定により補完をするには、経済産業省令で定めるところにより、手続の補完に係る書面(以下「**手続補完書**」という。)を提出しなければならない。ただし、同項の規定により明細書について補完をする場合には、手続補完書の提出と同時に明細書を提出しなければならない。
- 5 第三項の規定により明細書について補完をする場合には、手続補完書の提出と同時に第三十六条第二項の**必要な図面**(外国語書面出願にあつては、必要な図面でこれに含まれる説明を第三十六条の二第一項の経済産業省令で定める外国語で記載したもの。以下この条において同じ。)を提出することができる。
- 6 第二項の規定による通知を受けた者が第三項に規定する期間内にその補完をしたときは、その特許出願は、**手続補完書を提出した時にしたものとみなす。**この場合において、特許庁長官は、手続補完書を提出した日を特許出願の日として認定するものとする。

#### 【新たな手続イメージ】

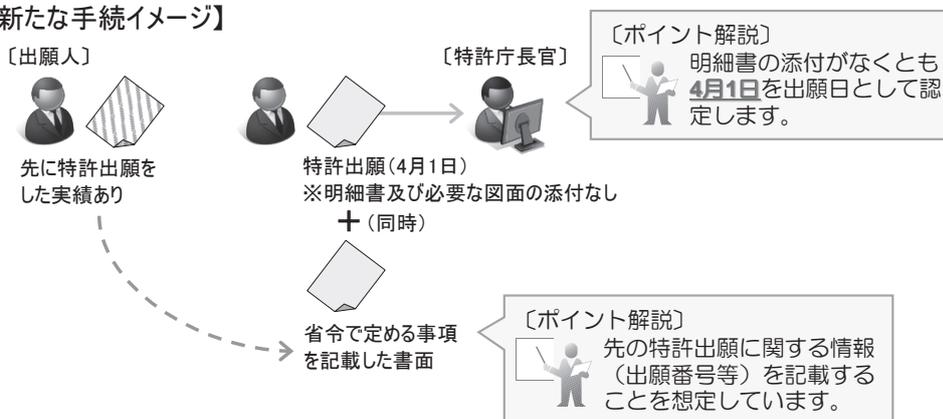


## 2. PLTに対応した特許法の主な改正事項

### 【先の特許出願の参照(特許法新設第38条の3関係(PLT第5条(7)関係))】

- (先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願)
- 第三十八条の三 特許を受けようとする者は、外国語書面出願をする場合を除き、第三十六条第二項の規定にかかわらず、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、その者がした特許出願(外国においてしたものを含む。以下この条において「先の特許出願」という。)を参照すべき旨を主張する方法により、特許出願をすることができる。ただし、その特許出願が前条第一項第一号又は第二号に該当する場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定する方法により特許出願をしようとする者は、その旨及び先の特許出願に関し**経済産業省令で定める事項を記載した書面**を当該特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

#### 【新たな手続イメージ】

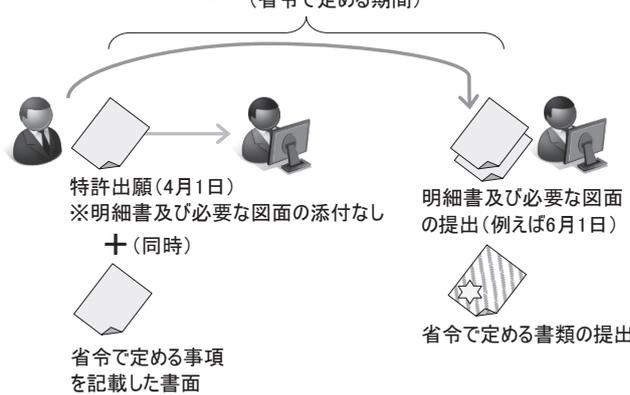


## 2. PLTに対応した特許法の主な改正事項

### 【先の特許出願の参照(特許法新設第38条の3関係(PLT第5条(7)関係))】

- 3 第一項に規定する方法により特許出願をした者は、経済産業省令で定める期間内に、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに同項に規定する方法における主張に係る先の特許出願に関し経済産業省令で定める書類を提出しなければならない。
- 4 前項の規定により提出された明細書及び図面に記載した事項が、第一項に規定する方法における主張に係る先の特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(当該先の特許出願が、外国語書面出願である場合にあつては外国語書面、外国においてしたものである場合にあつてはその出願に際し提出した書類であつて明細書、特許請求の範囲又は図面に相当するもの)に記載した事項の範囲内でない場合は、その特許出願は、前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により明細書及び図面を提出した時にしたものとみなす。

#### 【新たな手続イメージ】



#### 【ポイント解説】

先の特許出願 < (後出しの)明細書及び必要な図面 (範囲内でない場合)

上記の場合、明細書及び図面を提出した時に特許出願をしたものとみなします。つまりは、6月1日が出願日となり、当初出願日(4月1日)の確保ができなくなります。

#### 【ポイント解説】

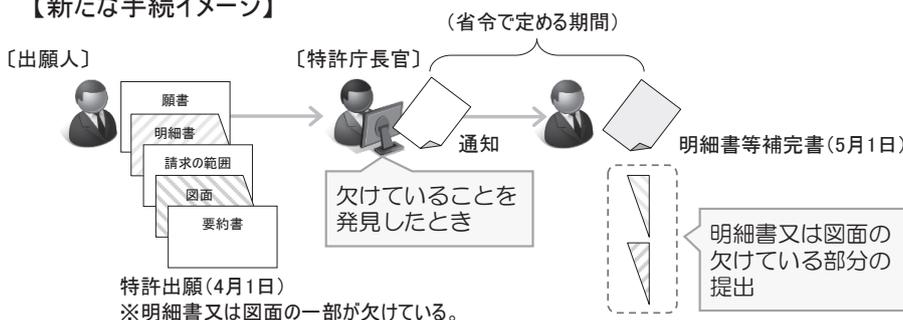
先の特許出願の認証された謄本の提出を想定しています。

## 2. PLTに対応した特許法の主な改正事項

### 【明細書等の一部が欠けている場合(特許法新設第38条の4関係(PLT第5条(6)(a)関係))】

- (明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の通知等)
- 第三十八条の四 特許庁長官は、特許出願の日の認定に際して、願書に添付されている明細書又は図面(外国語書面出願にあつては、明細書に記載すべきものとされる事項を第三十六条の二第一項の経済産業省令で定める外国語で記載した書面又は必要な図面でこれに含まれる説明を同項の経済産業省令で定める外国語で記載したもの。以下この条において同じ。)について、その一部の記載が欠けていることを発見したときは、その旨を特許出願人に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書又は図面について補完をすることができる。
- 3 前項の規定によりその補完をするには、経済産業省令で定めるところにより、明細書又は図面の補完に係る書面(以下この条において「明細書等補完書」という。)を提出しなければならない。
- 4 第一項の規定による通知を受けた者が第二項に規定する期間内にその補完をしたときは、その特許出願は、第三十八条の二第一項又は第六項の規定にかかわらず、明細書等補完書を提出した時にしたものとみなす。(略)

#### 【新たな手続イメージ】



#### 【ポイント解説】

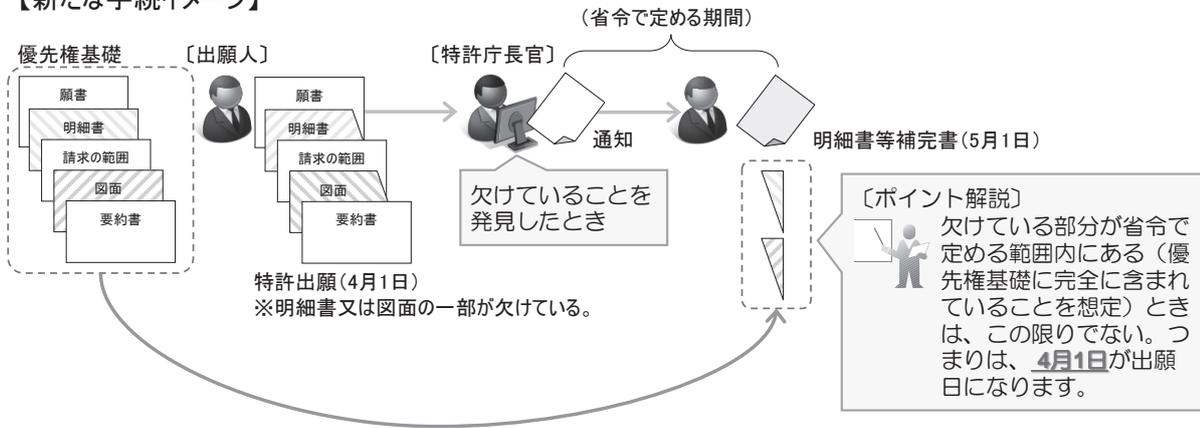
明細書等補完書を提出した時に特許出願をしたものとみなします。つまりは、5月1日が出願日になります。

## 2. PLTに対応した特許法の主な改正事項

### 【明細書等の一部が欠けている場合(特許法新設第38条の4関係(PLT第5条(6)(b)関係))】

4 (略)ただし、その補完が第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係るものであつて、かつ、前項の規定により提出した明細書等補完書に記載した内容が経済産業省令で定める範囲内にあるときは、この限りでない。

#### 【新たな手続イメージ】

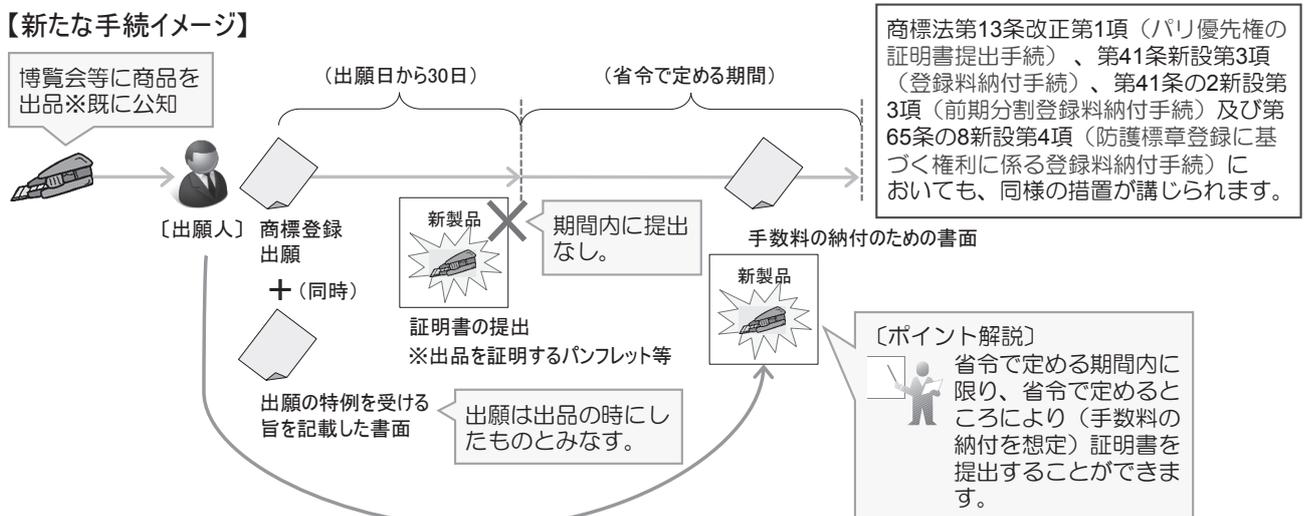


## 3. STLTに対応した商標法の主な改正事項

### 【出願時の特例(商標法第9条新設第3項関係(STLT第14条(2)(ii)関係))】

(出願時の特例)  
第九条 (略)  
2 (略)  
3 証明書を提出する者が前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その証明書を特許庁長官に提出することができる。

#### 【新たな手続イメージ】



# 改正法の施行予定

---

## 改正法の公布までの経緯及び施行日について

### 【公布までの経緯】

- 3月13日 改正法案を閣議決定
- 3月13日 改正法案を第189回通常国会に提出
- 6月 2日 衆議院本会議にて可決
- 7月 3日 参議院本会議にて可決・成立
- 7月10日 改正法の公布

### 【施行日】

- 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

【附則第1条】

## 【要綱】

## 第一 特許法の改正

### 一 職務発明制度の見直し

- 1 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属するものとする。
- 2 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利等を取得等させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとする。
- 3 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する事項について指針を定めるものとする。

(第三十五条関係)

### 二 特許法条約の実施のための規定の整備

- 1 外国語書面等の翻訳文を所定の期間内に提出することができなかつたときは、特許庁長官が通知をするとともに、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその翻訳文を提出することができるものとする。
- 2 特許出願が、特許出願の日を認定することができない場合に該当するときの補完手続等に関する規定を整備すること。
- 3 その他特許法条約の実施のための所要の規定の整備を行うこと。

(第三十六条の二関係)

(第三十八条の二、第三十八条の三及び第三十八条の四関係)

### 三 特許料の改定

特許料を引き下げること。

(第一百七条関係)

## 第二 実用新案法の改正

特許法条約の実施のための規定の整備に係る特許法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

## 第三 意匠法の改正

特許法条約の実施のための規定の整備に係る特許法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

## 第四 商標法の改正

一 商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備

1 出願時の特例の適用を受けるための証明書を所定の期間内に提出することができなかつたときは、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその証明書を提出することができるものとする。

(第九条関係)

2 その他商標法に関するシンガポール条約の実施のための所要の規定の整備を行うこと。

二 商標登録料等の改定

商標の登録料及び更新登録料等を引き下げること。

(第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第六十八条の三十関係)

第五 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の改正

特許協力条約に基づく国際出願に係る調査等について、明細書及び請求の範囲が日本語又は外国語で作成されている場合に応じ、それぞれ手数料の上限額を定めること。

(第八条、第十二条及び第十八条関係)

第六 経済産業省設置法の改正

職務発明制度の見直しに係る特許法の改正に伴う規定の整備を行うこと。

(第七条関係)

第七 附則

一 この法律の施行期日及び検討について必要な規定を設けること。

(附則第一条及び第六条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第二条から第五条まで及び第九条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第七条、第八条及び第十条関係)

## 【新旧对照条文】

新旧対照条文

(新旧対照条文一覽)

(本則)

- 特許法 (昭和三十四年法律第二百一十一号)
- 実用新案法 (昭和三十四年法律第二百二十三号)
- 意匠法 (昭和三十四年法律第二百五号)
- 商標法 (昭和三十四年法律第二百二十七号)
- 特許協力条約に基づき国際出願等に関する法律 (昭和三十二年法律第三十号)
- 経済産業省設置法 (平成十一年法律第九十九号)

(附則)

- 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律 (昭和三十二年法律第四百四十二号)
- 特許法等の一部を改正する法律 (平成十五年法律第四十七号) による改正前の特許法 (昭和三十四年法律第二百一十一号)
- 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 (平成十九年法律第三十九号)
- 福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号)

○特許法 (昭和三十四年法律第二百一十一号) (第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第一項の規定による期間の延長(経済産業省令で定める期間に係るものに限る。)</u>は、その期間が経過した後であつても、<u>経済産業省令で定める期間内に限り、請求することができる。</u></p> <p>(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p> <p>第十七条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、<u>誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第八項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。)</u>に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>4 5 6 (略)</p> | <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)</p> <p>第十七条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、<u>誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面。第三十四条の二第二項及び第三十四条の三第二項において同じ。)</u>に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>4 5 6 (略)</p> |

(不適法な手続の却下)

第十八条の二 特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。ただし、第三十八条の二第一項各号に該当する場合は、この限りでない。

2 (略)

(職務発明)

第三十五条 (略)

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ、使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効とする。

3 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発明が生じた時から当該使用者等に帰属する。

4 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第三項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の金銭その他の経済上の利益(次項及び第七項において「相当の利益」という。)を受ける権利を

(不適法な手続の却下)

第十八条の二 特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。

2 (略)

(職務発明)

第三十五条 (略)

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効とする。

(新設)

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第一項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

有する。

5 契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の利益について定める場合には、相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めるところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであつてはならない。

6 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

7 相当の利益についての定めがない場合又はその定めるところにより相当の利益を与えることが第五項の規定により不合理であると認められる場合には、第四項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

第三十六条の二 (略)

2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願(以下「外国語書面出願」という。)の出願人は、その特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。))又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出

4 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めるところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

(新設)

5 前項の対価についての定めがない場合又はその定めるところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

第三十六条の二 (略)

2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願(以下「外国語書面出願」という。)の出願人は、その特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。))又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出

願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十四条第一項において同じ。）から一年四月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、当該外国語書面出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができる。

3| 特許庁長官は、前項本文に規定する期間（同項ただし書の規定により外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を提出することができるときは、同項ただし書に規定する期間。以下この条

願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十四条第一項において同じ。）から一年二月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、当該外国語書面出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができる。

（新設）

において同じ。）内に同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文の提出がなかつたときは、外国語書面出願の出願人に対し、その旨を通知しなければならない。

4| 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5| 前項に規定する期間内に外国語書面（図面を除く。）の第二項に規定する翻訳文の提出がなかつたときは、その特許出願は、同項本文に規定する期間の経過の時に取り下げられたものとみなす。

6| 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第四項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

7| 第四項又は前項の規定により提出された翻訳文は、第二項本文に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

8| （略）

（共同出願）

第三十八条（略）

（特許出願の日の認定）

第三十八条の二 特許庁長官は、特許出願が次の各号のいずれか

（新設）

3| 前項に規定する期間内に外国語書面（図面を除く。）の同項に規定する翻訳文の提出がなかつたときは、その特許出願は、取り下げられたものとみなす。

4| 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第二項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5| 前項の規定により提出された翻訳文は、第二項に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

6| （略）

（共同出願）

第三十八条（略）

（新設）

に該当する場合を除き、特許出願に係る願書を提出した日を特許出願の日として認定しなければならない。

一 特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。

二 特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。

三 明細書（外国語書面出願にあつては、明細書に記載すべきものとされる事項を第三十六条の二第一項の経済産業省令で定める外国語で記載した書面。以下この条において同じ。）が添付されていないとき（次条第一項に規定する方法により特許出願をするときを除く。）。

2 特許庁長官は、特許出願が前項各号のいずれかに該当するときは、特許を受けようとする者に対し、特許出願について補完をすることができる旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、その補完をすることができる。

4 前項の規定により補完をするには、経済産業省令で定めるところにより、手続の補完に係る書面（以下「手続補完書」という。）を提出しなければならない。ただし、同項の規定により明細書について補完をする場合には、手続補完書の提出と同時に明細書を提出しなければならない。

5 第三項の規定により明細書について補完をする場合には、手続補完書の提出と同時に第三十六条第二項の必要な図面（外国語書面出願にあつては、必要な図面でこれに含まれる説明を第三十六条の二第一項の経済産業省令で定める外国語で記載した

もの。以下この条において同じ。）を提出することができる。

6 第一項の規定による通知を受けた者が第三項に規定する期間内にその補完をしたときは、その特許出願は、手続補完書を提出した時にしたものとみなす。この場合において、特許庁長官は、手続補完書を提出した日を特許出願の日として認定するものとする。

7 第四項ただし書の規定により提出された明細書は願書に添付して提出したものと、第五項の規定により提出された図面は願書に添付して提出したものとみなす。

8 特許庁長官は、第二項の規定による通知を受けた者が第三項に規定する期間内にその補完をしないときは、その特許出願を却下することができる。

9 特許を受けようとする者が第二項の規定による通知を受ける前に、その通知を受けた場合に執るべき手続を執つたときは、経済産業省令で定める場合を除き、当該手続は、その通知を受けたことにより執つた手続とみなす。

（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願）

第三十八条の三 特許を受けようとする者は、外国語書面出願をする場合を除き、第三十六条第二項の規定にかかわらず、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、その者がした特許出願（外国においてしたものを含む。以下この条において「先の特許出願」という。）を参照すべき旨を主張する方法により、特許出願をすることができる。ただし、その特許出願が前条第一項第一号又は第二号に該当する場合は、この限りでない

（新設）

- 2 前項に規定する方法により特許出願をしようとする者は、その旨及び先の特許出願に関し経済産業省令で定める事項を記載した書面を当該特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 第一項に規定する方法により特許出願をした者は、経済産業省令で定める期間内に、当該特許出願に係る願書に添付して提出すべき明細書及び必要な図面並びに同項に規定する方法における主張に係る先の特許出願に関し経済産業省令で定める書類を提出しなければならない。
- 4 前項の規定により提出された明細書及び図面に記載した事項が、第一項に規定する方法における主張に係る先の特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（当該先の特許出願が、外国語書面出願である場合にあっては外国語書面、外国においてしたものである場合にあってはその出願に際し提出した書類であつて明細書、特許請求の範囲又は図面に相当するもの）に記載した事項の範囲内でない場合は、その特許出願は、前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により明細書及び図面を提出した時にしたものとみなす。
- 5 第三項の規定により提出された明細書及び図面は、願書に添付して提出したものとみなす。
- 6 前各項の規定は、第四十四条第二項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項又は第二項の規定による出願の変更に係る特許出願及び第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、適用しない。

- （明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の通知等）
- 第三十八条の四 特許庁長官は、特許出願の日の認定に際して、願書に添付されている明細書又は図面（外国語書面出願にあつては、明細書に記載すべきものとされる事項を第三十六条の二第一項の経済産業省令で定める外国語で記載した書面又は必要な図面でこれに含まれる説明を同項の経済産業省令で定める外国語で記載したもの。以下この条において同じ。）について、その一部の記載が欠けていることを発見したときは、その旨を特許出願人に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書又は図面について補完をすることができらる。
  - 3 前項の規定によりその補完をするには、経済産業省令で定めるところにより、明細書又は図面の補完に係る書面（以下この条において「明細書等補完書」という。）を提出しなければならない。
  - 4 第一項の規定による通知を受けた者が第二項に規定する期間内にその補完をしたときは、その特許出願は、第三十八条の二第一項又は第六項の規定にかかわらず、明細書等補完書を提出した時にしたものとみなす。ただし、その補完が第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係るものであつて、かつ、前項の規定により提出した明細書等補完書に記載した内容

（新設）

が経済産業省令で定める範囲内にあるときは、この限りでない。

5 | 第二項の補完をした特許出願が、第三十八条の二第一項第一号又は第二号に該当する場合であつて、その補完に係る手続補完書を第三項の規定により明細書等補完書を提出した後に提出したときは、その特許出願は、前項の規定にかかわらず、当該手続補完書を提出した時にしたものとみなす。

6 | 第二項の規定によりその補完をした明細書又は図面は、願書に添付して提出したものとみなす。

7 | 第二項の補完をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第三項の規定により提出した明細書等補完書を取り下げるることができる。

8 | 前項の規定による明細書等補完書の取下げがあつたときは、その補完は、されなかつたものとみなす。

9 | 第三十八条の二第九項の規定は、第一項の規定による通知を受ける前に執つた手続に適用する。

10 | 前各項の規定は、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項又は第二項の規定による出願の変更に係る特許出願及び第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、適用しない。

(特許出願の放棄又は取下げ)

第三十八条の五 (略)

(パリ条約による優先権主張の手続)

が経済産業省令で定める範囲内にあるときは、この限りでない。

5 | 第二項の補完をした特許出願が、第三十八条の二第一項第一号又は第二号に該当する場合であつて、その補完に係る手続補完書を第三項の規定により明細書等補完書を提出した後に提出したときは、その特許出願は、前項の規定にかかわらず、当該手続補完書を提出した時にしたものとみなす。

6 | 第二項の規定によりその補完をした明細書又は図面は、願書に添付して提出したものとみなす。

7 | 第二項の補完をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第三項の規定により提出した明細書等補完書を取り下げるることができる。

8 | 前項の規定による明細書等補完書の取下げがあつたときは、その補完は、されなかつたものとみなす。

9 | 第三十八条の二第九項の規定は、第一項の規定による通知を受ける前に執つた手続に適用する。

10 | 前各項の規定は、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項又は第二項の規定による出願の変更に係る特許出願及び第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、適用しない。

(特許出願の放棄又は取下げ)

第三十八条の二 (略)

(パリ条約による優先権主張の手続)

第四十三条 (略)

2~5 (略)

6 | 特許庁長官は、第二項に規定する期間内に同項に規定する書類又は前項に規定する書面の提出がなかつたときは、第一項の規定による優先権の主張をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

7 | 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を特許庁長官に提出することができる。

8 | 第六項の規定による通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内に、その書類又は書面を特許庁長官に提出することができる。

9 | 第七項又は前項の規定により第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面の提出があつたときは、第四項の規定は、適用しない。

(出願審査の請求)

第四十八条の三 (略)

2~4 (略)

5 | 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な

第四十三条 (略)

2~5 (略)

(新設)

(新設)

6 | 第二項に規定する書類又は前項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により第二項に規定する期間内にその書類又は書面を提出することができないときは、同項又は前項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその書類又は書面を特許庁長官に提出することができる。

7 | 第一項の規定による優先権の主張をした者が前項の規定により第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出したときは、第四項の規定は、適用しない。

(出願審査の請求)

第四十八条の三 (略)

2~4 (略)

5 | 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な

理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、出願審査の請求をすることができる。

6～8 (略)

(特許料)

第七七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

| 各年の区分        | 金額                          |
|--------------|-----------------------------|
| 第一年から第三年まで   | 毎年二千二百円に一請求項につき二百円を加えた額     |
| 第四年から第六年まで   | 毎年六千四百円に一請求項につき五百円を加えた額     |
| 第七年から第九年まで   | 毎年一万九千三百円に一請求項につき千五百円を加えた額  |
| 第十年から第二十五年まで | 毎年五万五千四百円に一請求項につき四千三百円を加えた額 |

理由があるときは、その理由がなくなった日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、出願審査の請求をすることができる。

6～8 (略)

(特許料)

第七七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

| 各年の区分        | 金額                          |
|--------------|-----------------------------|
| 第一年から第三年まで   | 毎年二千三百円に一請求項につき二百円を加えた額     |
| 第四年から第六年まで   | 毎年七千円に一請求項につき五百円を加えた額       |
| 第七年から第九年まで   | 毎年一万四千四百円に一請求項につき千七百円を加えた額  |
| 第十年から第二十五年まで | 毎年六万二千六百円に一請求項につき四千八百円を加えた額 |

2～5 (略)

(特許料の納付期限)

第八八条 (略)

2・3 (略)

4 特許料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間(前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)内にその特許料を納付することができないときは、第一項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその特許料を納付することができる。

(特許料を納付すべき者以外の者による特許料の納付)

第九十条 利害関係人その他の特許料を納付すべき者以外の者は、納付すべき者の意に反しても、特許料を納付することができる。

2 前項の規定により特許料を納付した者は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

(特許料の追納による特許権の回復)

第九十二条の二 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に

2～5 (略)

(特許料の納付期限)

第八八条 (略)

2・3 (略)

4 特許料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその特許料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその特許料を納付することができる。

(利害関係人による特許料の納付)

第九十条 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、特許料を納付することができる。

2 前項の規定により特許料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

(特許料の追納による特許権の回復)

第九十二条の二 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に

同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。

2 (略)

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第百八十四条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5～7 (略)

(在外者の特許管理人の特例)

第百八十四条の十一 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、前項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出がなかつたときは、第二項に規定する者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める

同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。

2 (略)

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第百八十四条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5～7 (略)

(在外者の特許管理人の特例)

第百八十四条の十一 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる。

51 (略)

6 前項の規定により取り下げたものとみなされた国際特許出願の出願人は、第四項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる。

7 第四項又は前項の規定によりされた届出は、第二項に規定する期間が満了する時にされた届出とみなす。

8 第一項に規定する者が、特許管理人により第百八十四条の四第四項の規定による手続をしたときは、第二項から前項までの規定は、適用しない。

(補正の特例)

第百八十四条の十二 (略)

2 外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第八項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図

31 (略)

(新設)

(新設)

4 第一項に規定する者が、特許管理人により第百八十四条の四第四項の規定による手続をしたときは、前二項の規定は、適用しない。

(補正の特例)

第百八十四条の十二 (略)

2 外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第二項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第六項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図

面)。第三十四条の二第二項及び第三十四条の三第一項において同じ。)とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日(以下この項において「国際出願日」という。)における第百八十四条の三第二項の国際特許出願(以下この項において「国際特許出願」という。)の明細書若しくは図面(図面中の説明に限る。)の第百八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文(同条第二項又は第六項の規定により千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文)又は国際出願日における国際特許出願の図面(図面中の説明を除く。)(以下この項において「翻訳文等」という。)(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)」とする。

別表(第百九十五条関係)

|        | 納付しなければならない者            | 金額         |
|--------|-------------------------|------------|
| 一・二(略) |                         |            |
| 三      | 第三十八条の三第三項の規定により手続をすべき者 | 一件につき一万六千円 |
| 四～六(略) |                         |            |

面)。第三十四条の二第二項及び第三十四条の三第一項において同じ。)とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日(以下この項において「国際出願日」という。)における第百八十四条の三第二項の国際特許出願(以下この項において「国際特許出願」という。)の明細書若しくは図面(図面中の説明に限る。)の第百八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文(同条第二項又は第六項の規定により千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文)又は国際出願日における国際特許出願の図面(図面中の説明を除く。)(以下この項において「翻訳文等」という。)(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面)」とする。

別表(第百九十五条関係)

|        | 納付しなければならない者 | 金額 |
|--------|--------------|----|
| 一・二(略) |              |    |
| 三～五(略) |              |    |

|         |   |            |
|---------|---|------------|
| 七       | 第五条第三項の規定による期間の延長(第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。)を請求する者 | 一件につき四千二百円 |
| 八       | 第五条第三項の規定による期間の延長(第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。)を請求する者 | 一件につき六千八百円 |
| 九～十九(略) |   |            |

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 六～十六(略) |  |  |
|---------|--|--|

| 改 正 案  |  | 現 行        |              |     |        |  |  |   |  |            |         |  |  |   |  |  |              |     |        |  |  |        |  |  |
|--|--|------------|--------------|-----|--------|--|--|---|--|------------|---------|--|--|---|--|--|--------------|-----|--------|--|--|--------|--|--|
| <p>（特許法の運用）</p> <p>第三十六条 特許法第百十条（特許料を納付すべき者以外の者による特許料の納付）の規定は、登録料について準用する。</p> <p>別表（第五十四条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>納付しなければならない者</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～三（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>第二条の五第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長を請求する者</td> <td>一件につき四千二百円</td> </tr> <tr> <td>五～十一（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> |  |            | 納付しなければならない者 | 金 額 | 一～三（略） |  |  | 四 | 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長を請求する者 | 一件につき四千二百円 | 五～十一（略） |  |  | <p>（特許法の運用）</p> <p>第三十六条 特許法第百十条（<u>利害関係人</u>による特許料の納付）の規定は、登録料について準用する。</p> <p>別表（第五十四条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>納付しなければならない者</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～三（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四～十（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> |  |  | 納付しなければならない者 | 金 額 | 一～三（略） |  |  | 四～十（略） |  |  |
|  | 納付しなければならない者                               | 金 額        |              |     |        |  |  |   |  |            |         |  |  |   |  |  |              |     |        |  |  |        |  |  |
| 一～三（略）   |  |            |              |     |        |  |  |   |  |            |         |  |  |   |  |  |              |     |        |  |  |        |  |  |
| 四  | 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長を請求する者 | 一件につき四千二百円 |              |     |        |  |  |   |  |            |         |  |  |   |  |  |              |     |        |  |  |        |  |  |
| 五～十一（略）  |  |            |              |     |        |  |  |   |  |            |         |  |  |   |  |  |              |     |        |  |  |        |  |  |
|  | 納付しなければならない者                               | 金 額        |              |     |        |  |  |   |  |            |         |  |  |   |  |  |              |     |        |  |  |        |  |  |
| 一～三（略）   |  |            |              |     |        |  |  |   |  |            |         |  |  |   |  |  |              |     |        |  |  |        |  |  |
| 四～十（略）   |  |            |              |     |        |  |  |   |  |            |         |  |  |   |  |  |              |     |        |  |  |        |  |  |

| 改 正 案   |  | 現 行   |  |
|---|--|---|--|
| <p>（特許法の運用）</p> <p>第十五条 特許法第三十八条（共同出願）、第四十三条第一項から第四項まで、第八項及び第九項（パリ条約による優先権主張の手續）並びに第四十三条の三（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「<u>経済産業省令で定める期間内</u>」とあるのは「<u>意匠登録出願と同時に</u>」と、同条第二項中「<u>次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月</u>」とあるのは「<u>意匠登録出願の日から三月</u>」と、同条第八項中「<u>第六項の規定による通知を受けた者</u>」とあるのは「<u>第二項に規定する書類を提出する者</u>」と、「<u>前項</u>」とあるのは「<u>同項</u>」と、同法第四十三条の三第三項中「<u>前二条</u>」とあるのは「<u>第四十三条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（登録料の納付期限）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間（前項の規定による期間の延長があつたときは、<u>延長後の期間</u>）内にその登録料を納付することができないときは、<u>第一項の規定にかかわらず</u>、その理由がな</p> |  | <p>（特許法の運用）</p> <p>第十五条 特許法第三十八条（共同出願）、第四十三条第一項から第四項まで、<u>第六項及び第七項</u>（パリ条約による優先権主張の手續）並びに第四十三条の三（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「<u>経済産業省令で定める期間内</u>」とあるのは「<u>意匠登録出願と同時に</u>」と、同条第二項中「<u>次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月</u>」とあるのは「<u>意匠登録出願の日から三月</u>」と、同法第四十三条の三第三項中「<u>前二条</u>」とあるのは「<u>第四十三条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（登録料の納付期限）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、<u>同項の規定にかかわらず</u>、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間</p> |  |

くなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

（利害関係人による登録料の納付）

第四十三条の二 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料を納付することができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

（登録料の追納）

第四十四条 意匠権者は、第四十三条第二項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2・3 （略）

4 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、第四十三条第二項に規定する期間の経過の時に遡つて消滅したものとみなす。

（特許法の準用）

第四十五条 特許法第百十一条第二項（第三号を除く。）から第三項まで（既納の特許料の返還）の規定は、登録料に準用する。

の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

（新設）

（登録料の追納）

第四十四条 意匠権者は、前条第二項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2・3 （略）

4 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、前条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

（特許法の準用）

第四十五条 特許法第百十条（利害関係人による特許料の納付）及び第百十一条第二項（第三号を除く。）から第三項まで（既納の特許料の返還）の規定は、登録料に準用する。

（パリ条約等による優先権主張の手続の特例）

第六十条の十 国際意匠登録出願については、第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項まで、第八項及び第九項（第十五条第一項において読み替えて準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第四十三条の三第二項の規定は、適用しない。

2 特許法第四十三条第二項から第四項まで、第八項及び第九項の規定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは、「経済産業省令で定める期間内」と、同法第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第一項に規定する書類を提出する者」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（特許法の準用）

第六十八条 特許法第三条、第四条並びに第五条第一項及び第二項（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第四条中「第四十六条の二第一項第三号、第百八条第一項、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項」とあるのは、「意匠法第四十三条第一項、第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は同法第五十八条第一項において準用する第百七十三条第一項」と読み替えるものとする。

2・7 （略）

（パリ条約等による優先権主張の手続の特例）

第六十条の十 国際意匠登録出願については、第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項（第十五条第一項において読み替えて準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第四十三条の三第二項の規定は、適用しない。

2 特許法第四十三条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは、「経済産業省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

（特許法の準用）

第六十八条 特許法第三条から第五条まで（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第四条中「第百二十一条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

2・7 （略）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>(出願時の特例)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項及び第四項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>3 証明書を提出する者が前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても、<u>経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その証明書を特許庁長官に提出することができる。</u></p> <p>4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により証明書を提出することができる期間内に証明書を提出することができないときは、<u>同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。</u></p> <p>(特許法の準用)</p> | <p>(出願時の特例)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、<u>同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。</u></p> <p>(特許法の準用)</p> |

第十三条 特許法第四十三条第一項から第四項まで及び第七項から第九項まで並びに第四十三条の三第二項及び第三項の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「商標登録出願と同時に」と、同条第二項中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面」とあるのは「商標登録を受けようとする商標及び指定商品又は指定役務を記載したものの」と、「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「商標登録出願の日から三月」と、同条第七項中「前項の規定による通知を受けた者は」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者は、同項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても」と、「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面」とあるのは「経済産業省令で定めるところにより、同項に規定する書類」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面」とあるのは「第二項に規定する書類」と、「その書類又は書面」とあるのは「その書類」と、同条第九項中「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面」とあるのは「第一項に規定する書類」と、同法第四十三条の三第二項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、「若しくは世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」と、同条第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と、「前二項」とあるのは「前項」と

第十三条 特許法第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十三条の三第二項及び第三項の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「商標登録出願と同時に」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「商標登録出願の日から三月」と、同法第四十三条の三第二項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、「若しくは世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」と、同条第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と、「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

読み替えるものとする。  
2 (略)

(存続期間の更新登録の申請)

第二十条 (略)

2 (略)  
3 商標権者は、前項に規定する期間内に更新登録の申請をすることができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内にその申請をすることができる。

4 (略)  
(商標権の回復)

第二十一条 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その申請をすることができる。

2 (略)  
(存続期間の更新の登録)

第二十三条 第四十条第二項の規定による登録料又は第四十一条の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

2 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録

2 (略)  
(存続期間の更新登録の申請)

第二十条 (略)

2 (略)  
3 商標権者は、前項に規定する期間内に更新登録の申請をすることができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

4 (略)  
(商標権の回復)

第二十一条 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内に限り、その申請をすることができる。

2 (略)  
(存続期間の更新の登録)

第二十三条 第四十条第二項の規定による登録料又は第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

2 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録

の申請をする場合は、前項の規定にかかわらず、第四十条第二項の規定による登録料及び第四十三条第一項の規定による割増登録料又は第四十一条の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料及び第四十三条第二項の規定による割増登録料の納付があつたときに、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

3 (略)  
(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、二万八千二百円に区分(指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、三万八千八百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 6 (略)  
(登録料の納付期限)

第四十一条 (略)

2 (略)  
3 登録料を納付すべき者は、第一項に規定する期間(前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)内にその登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができる。

の申請をする場合は、前項の規定にかかわらず、第四十条第二項の規定による登録料及び第四十三条第一項の規定による割増登録料又は第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料及び第四十三条第二項の規定による割増登録料の納付があつたときに、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

3 (略)  
(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万七千六百円に区分(指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、四万八千五百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 6 (略)  
(登録料の納付期限)

第四十一条 (略)

2 (略)  
(新設)

4 | 登録料を納付すべき者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により登録料を納付することができる期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

5 | (略)  
(削る)

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、一万六千四百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、一万六千四百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 | 特許庁長官は、前項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料（以下「前期分割登録料」という。）を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、同項に規定する期間を延長す

(新設)

4 | 3 | (略)  
登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により、第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、二万七千九百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万七千九百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

(新設)

ることができる。

3 | 前期分割登録料を納付すべき者は、前期分割登録料を納付すべき期間（前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）内に前期分割登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、前期分割登録料を納付することができる。

4 | 前期分割登録料を納付すべき者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により前期分割登録料を納付することができる期間内に前期分割登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

5 | 第一項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料（以下「後期分割登録料」という。）を納付すべき者は、後期分割登録料を納付すべき期間内に後期分割登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内に後期分割登録料を追納することができる。

6 | 前項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料の納付がなかつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日に遡つて消滅したものとみなす。

7 | 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ご

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 | 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ご

とに、一万二千六百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、一万二千六百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

8| 第五項及び第六項の規定は、前項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料を追納する場合に準用する。この場合において、第五項中「第一項」とあるのは、「第七項」と読み替えるものとする。

(前条)

(前条)

9| 第四十条第三項から第五項までの規定は、第一項及び第七項の場合に準用する。

(前条)

(後期分割登録料等の追納による商標権の回復)

第四十一条の三 前条第六項の規定により消滅したものとみなさ

とに、一万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、一万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

(新設)

3| 商標権者は、第一項又は前項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料を納付することができな  
いときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過  
後六月以内にその登録料を追納することができる。

4| 前項の規定により登録料を追納することができる期間内に、  
第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年  
までに納付すべきであつた登録料及び第四十二条第三項の割増  
登録料を納付しないときは、その商標権は、存続期間の満了前  
五年の日にさかのぼつて消滅したものとみなす。

5| 第四十条第三項から第五項までの規定は、第一項及び第二項  
の場合に準用する。

6| 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定により商標登  
録をすべき旨の査定又は審次の謄本の送達があつた日から三十  
日以内に納付しなければならない登録料を納付する場合に準用  
する。

(新設)

れた商標権の原商標権者は、同条第五項の規定により後期分割  
登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び第  
四十二条第三項の割増登録料を納付することができなかつたこ  
とについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期  
間内に限り、その後期分割登録料及び割増登録料を追納するこ  
とができる。

2| 前項の規定による後期分割登録料及び第四十二条第三項の割  
増登録料の追納があつたときは、その商標権は、存続期間の満  
了前五年の日の前日の経過の時に遡つて存続していたものとみ  
なす。

3| 前二項の規定は、前条第七項の規定により商標権の存続期間  
の満了前五年までに納付すべき登録料及び第四十二条第三項の  
割増登録料を追納する場合に準用する。

(後期分割登録料等の追納により回復した商標権の効力の制限)

第四十一条の四 前条第三項の規定により回復した商標権の効力  
は、第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納  
することができる期間の経過後前条第二項の規定により商標権  
が存続していたものとみなされた旨の登録がされる前における  
次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の使用

二 第三十七条各号に掲げる行為

2| 前項の規定は、前条第三項において準用する同条第二項の規  
定により回復した商標権の効力について準用する。

(新設)

(利害関係人による登録料の納付)

第四十一条の五 (略)

2 (略)

(既納の登録料の返還)

第四十二条 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 (略)

二 第四十一条の二第二項又は第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五十年までに納付すべき登録料(商標権の存続期間の満了前五十年までに第四十三条の三第二項の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。

)

2・3 (略)

(割増登録料)

第四十三条 (略)

2 第四十一条の二第七項の場合においては、前項に規定する者は、同条第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 第四十一条の二第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の場合においては、商標権者は、同条第一項又は第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五十年までに納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

(利害関係人による登録料の納付)

第四十一条の三 (略)

2 (略)

(既納の登録料の返還)

第四十二条 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 (略)

二 第四十一条の二第二項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五十年までに納付すべき登録料(商標権の存続期間の満了前五十年までに第四十三条の三第二項の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。

)

2・3 (略)

(割増登録料)

第四十三条 (略)

2 第四十一条の二第二項の場合においては、前項に規定する者は、同条第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 第四十一条の二第三項の場合においては、商標権者は、同条第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五十年までに納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

4 (略)

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

第六十五条の三 (略)

2 (略)

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その出願をすることができる。

4 (略)

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、二万八千二百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万三千四百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 (略)

(登録料の納付期限)

第六十五条の八 (略)

2・3 (略)

4 登録料を納付すべき者が第一項又は第二項に規定する期間(前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)

4 (略)

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

第六十五条の三 (略)

2 (略)

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内に限り、その出願をすることができる。

4 (略)

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万七千六百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、四万千八百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 (略)

(登録料の納付期限)

第六十五条の八 (略)

2・3 (略)

(新設)

内にその登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができる。

51 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により登録料を納付することができる期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

（防護標章登録に基づく権利の附随性）

第六十六条（略）

2～4（略）

51 第四十一条の二第六項の規定により商標権が消滅したものとみなされた場合において、第四十一条の三第二項の規定により回復した当該商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力は、第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後第四十一条の三第二項の規定により商標権が存続していたものとみなされた旨の登録がされる前における次条各号に掲げる行為には、及ばない。

61 前項の規定は、第四十一条の三第三項において準用する同条第二項の規定により回復した商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力について準用する。

（パリ条約等による優先権主張の手続の特例）

41 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項又は第二項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

（防護標章登録に基づく権利の附随性）

第六十六条（略）

2～4（略）

（新設）

（新設）

（パリ条約等による優先権主張の手続の特例）

第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項まで及び第七項から第九項までの規定は、適用しない。

2（略）

（国際登録に基づく商標権の個別手数料）

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(ア)に規定する個別の手数料（以下「個別手数料」という。）として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

一（略）

二 一万八千二百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額

2～4（略）

5 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、三万八千八百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

6（略）

（商標公報）

第七十五条（略）

2 商標公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一～三（略）

四 商標権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第四十一条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の

第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は、適用しない。

2（略）

（国際登録に基づく商標権の個別手数料）

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(ア)に規定する個別の手数料（以下「個別手数料」という。）として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

一（略）

二 三万七千六百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額

2～4（略）

5 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、四万八千五百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

6（略）

（商標公報）

第七十五条（略）

2 商標公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一～三（略）

四 商標権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第四十一条の二第四項の規定によるものを除く。）

規定によるものを除く。）

五〇七 (略)

(手数料)

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 (略)

二 第十七条の二第二項(第六十八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第十七条の四、第四十一条第二項、第四十一条の二第二項、第四十三条の四第三項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)、第六十五条の八第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

三〇一 (略)

二〇九 (略)

(特許法の準用)

第七十七条 (略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条

五〇七 (略)

(手数料)

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 (略)

二 第十七条の二第二項(第六十八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第十七条の四、第四十一条第二項(第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。)、第四十三条の四第三項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)、第六十五条の八第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

三〇一 (略)

二〇九 (略)

(特許法の準用)

第七十七条 (略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条

第一項の審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」

登録料又は同法第四十一条の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料(商標法第四十二条第一項又は第二項の規定により納付すべき割増登録料を含む。)を納付しないとき。」と、同法第十八条の二第二項中「第三十八条の二

第一項各号」とあるのは「商標法第五条の二第一項各号(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

三〇七 (略)

附 則

(書換登録の申請)

第三条 (略)

2 (略)

3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、同

第一項の審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」

登録料又は同法第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料(商標法第四十二条第一項又は第二項の規定により納付すべき割増登録料を含む。)を納付しないとき。」と、同法第十八条の二第二項中「できないもの」

とあるのは「できないもの(商標法第五条の二第一項各号(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。))に該当するものを除く。」と読み替えるものとする。

三〇七 (略)

附 則

(書換登録の申請)

第三条 (略)

2 (略)

3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、同

項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内にその申請をすることができる。

別表（第七十六条関係）

|        | 納付しなければならない者   | 金額         |
|--------|--|------------|
| 一・二（略） |  |            |
| 三      | 第九条第三項、第十二条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第六十五条の八第四項又は第七十七条第一項において準用する同法第五条第三項の規定により手続をする者 | 一件につき四千二百円 |
| 四～九（略） |  |            |

項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から二月以内でその期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

別表（第七十六条関係）

|        | 納付しなければならない者 | 金額 |
|--------|--------------|----|
| 一・二（略） |              |    |
| 三～八（略） |              |    |

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和三十五年法律第三十号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（国際調査報告）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 特許庁長官は、国際出願が条約第十七条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、次の各号に掲げる場合に<del>応じ当該各号に定める金額に請求の範囲に記載されている発明の教から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。</del></p> <p>一 <del>明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合</del> <u>十</u><br/><u>万五千円</u></p> <p>二 <del>明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合</del> <u>十六万八千円</u></p> <p>5（略）</p> <p>（国際予備審査報告）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は次の各号に掲げる場合に<del>応</del></p> | <p>（国際調査報告）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 特許庁長官は、国際出願が条約第十七条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、<u>七万八千円に請求の範囲に記載されている発明の教から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>5（略）</p> <p>（国際予備審査報告）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は<u>二万千円に当該請求の範囲</u></p> |

じ当該各号に定める金額に当該請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

- 一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 一万八千円
- 二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合 四万五千円

4

(手数料)

第十八条 (略)

2 次の表の第三欄に掲げる者は、それぞれ同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額と同表の第四欄に掲げる金額を合算して得た額の手数料を納付しなければならない。

|   |                          |             |   |
|---|--------------------------|-------------|---|
| 一 | 特許庁が国際調査をする国際出願をする者      |             | 条約第三条(4)(iv)の<br>手数料のうち、国際事務局(条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に係るものの金額として政令で定める金額 |
| イ | 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 | 一件につき十四万三千円 |   |
| ロ | 明細書及び                    | 一件につき二十     |   |

に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

(新設)

(新設)

4

(手数料)

第十八条 (略)

2 次の表の第三欄に掲げる者は、それぞれ同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額と同表の第四欄に掲げる金額を合算して得た額の手数料を納付しなければならない。

|   |                     |           |   |
|---|---------------------|-----------|---|
| 一 | 特許庁が国際調査をする国際出願をする者 | 一件につき十一万円 | 条約第三条(4)(iv)の<br>手数料のうち、国際事務局(条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に係るものの金額として政令で定める金額 |
|---|---------------------|-----------|---|

3

(略)

|   |               |            |  |
|---|---------------|------------|--|
| 三 | 国際予備審査の請求をする者 |            | 条約第三十一条(5)の<br>手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額 |
| イ | 一の項第二欄イに掲げる場合 | 一件につき四万八千円 |  |
| ロ | 一の項第二欄ロに掲げる場合 | 一件につき七万七千円 |  |

3

(略)

|   |               |            |  |
|---|---------------|------------|--|
| 三 | 国際予備審査の請求をする者 | 一件につき三万六千円 | 条約第三十一条(5)の<br>手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額 |
|---|---------------|------------|--|

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(産業構造審議会)<br/>                     第七条 産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)、工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)、航空機工業振興法(昭和三十三年法律第百五十号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(産業構造審議会)<br/>                     第七条 産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)、航空機工業振興法(昭和三十三年法律第百五十号)、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)、小型自動車運転法(昭和二十五年法律第二百八号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 (略)</p> |

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定により特許料を、同法第百二十二条第二項の規定により割増特許料を、同法第百九十五条第一項から第三項までの規定により手数料を、実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第三十一条第一項の規定により登録料を、同法第三十二条第二項の規定により割増登録料を、同法第五十四条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第四十二条第一項の規定により登録料を、同法第四十四条第二項の規定により割増登録料を、同法第六十七条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第七項若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十三条第一項から第三項までの規定により割増登録料を、同法第七十六条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和三十二年法律第三十号)第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、</p> | <p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定により特許料を、同法第百二十二条第二項の規定により割増特許料を、同法第百九十五条第一項から第三項までの規定により手数料を、実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第三十一条第一項の規定により登録料を、同法第三十二条第二項の規定により割増登録料を、同法第五十四条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第四十一条第一項の規定により登録料を、同法第四十四条第二項の規定により割増登録料を、同法第六十七条第二項若しくは第二項の規定により手数料を、商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十三条第二項から第三項までの規定により割増登録料を、同法第七十六条第二項若しくは第二項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和三十二年法律第三十号)第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第二項若しくは第二項の規定により手数料を、</p> |

料を、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により手数料を又はその他工業所有権に関する事務に係る手数料を納付するとき。

2 (略)

料を、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により手数料を又はその他工業所有権に関する事務に係る手数料を納付するとき。

2 (略)

○特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）による改正前の特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）（附則第八条関係）  
（傍線部分は改正部分）

| 改正案  |                             | 現行   |                             |
|--|-----------------------------|--|-----------------------------|
| <p>第七十条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。</p> |                             | <p>第七十条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。</p> |                             |
| 各年の区分  | 金額                          | 各年の区分  | 金額                          |
| 第一年から<br>第三年まで   | 毎年一万三百円に一請求項につき九百円を加えた額     | 第一年から<br>第三年まで   | 毎年一万千四百円に一請求項につき千円を加えた額     |
| 第四年から<br>第六年まで   | 毎年一万六千円に一請求項につき千三百円を加えた額    | 第四年から<br>第六年まで   | 毎年一万七千九百円に一請求項につき千四百円を加えた額  |
| 第七年から<br>第九年まで   | 毎年三万二千二百円に一請求項につき二千五百円を加えた額 | 第七年から<br>第九年まで   | 毎年三万五千八百円に一請求項につき二千八百円を加えた額 |
| 第十年から<br>第二十五年まで   | 毎年六万四千四百円に一請求項につき五千円を加えた額   | 第十年から<br>第二十五年まで   | 毎年七万六千六百円に一請求項につき五千六百円を加えた額 |

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（商標法の特例）</p> <p>第十四条 特許庁長官は、認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（次項において「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第二項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第二項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（当該認定計画の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。</p> | <p>（商標法の特例）</p> <p>第十四条 特許庁長官は、認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（次項において「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第二項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料を納付すべき者が当該認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（当該認定計画の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。</p> |
| <p>2 (略)</p> <p>3 商標法第四十条第二項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「减免」という。）</p>  | <p>2 (略)</p> <p>3 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「减免」という。）</p>  |

）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

4・5 (略)

）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

4・5 (略)

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(商標法の特例)<br/>第六十四条 (略)</p> <p>2 特許庁長官は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（前項の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 商標法第四十条第二項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めが</p> | <p>(商標法の特例)<br/>第六十四条 (略)</p> <p>2 特許庁長官は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料を納付すべき者が当該商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（前項の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第二項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めが</p> |

あるときは、同法第四十条第二項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5  
7 (略)

あるときは、同法第四十条第二項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5  
7 (略)

【附則（抄）】

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第五条第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

2 新特許法第三十六条の二第二項の規定は、施行日以後にする同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文の提出に係る期間について適用し、施行日前にした旧特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文の提出に係る期間については、なお従前の例による。

3 新特許法第三十六条の二第三項の規定は、施行日前に旧特許法第三十六条の二第三項の規定により取り

---

下げられたものとみなされた特許出願については、適用しない。

4 新特許法第三十六条の二第六項及び第七項の規定は、施行日以後に同条第四項に規定する期間を経過する特許出願について適用し、施行日前に旧特許法第三十六条の二第二項に規定する期間（同項ただし書の規定により同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができるときは、同項ただし書に規定する期間）を経過している特許出願については、なお従前の例による。

5 新特許法第四十三条第六項の規定は、施行日前に旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している特許出願については、適用しない。

6 新特許法第四十三条第八項及び第九項の規定は、施行日以後に同条第七項に規定する期間を経過する特許出願について適用し、施行日前に旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している特許出願については、なお従前の例による。

7 施行日前に既に納付した特許料又は施行日前に納付すべきであった特許料（施行日前に旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、なお従前の例による。

8 新特許法第百八十四条の十一第三項及び第六項の規定は、施行日前に旧特許法第百八十四条の十一第三

項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、適用しない。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

- 第三条 第四条の規定による改正後の商標法（以下この条及び附則第六条において「新商標法」という。）  
第九条第三項の規定は、施行日前に第四条の規定による改正前の商標法（以下この条において「旧商標法」という。）第九条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、適用しない。
- 2 新商標法第九条第四項の規定は、施行日以後に同条第三項に規定する期間を経過する商標登録出願について適用し、施行日前に旧商標法第九条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、なお従前の例による。
- 3 新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第七項の規定は、施行日前に旧商標法第十三条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、適用しない。
- 4 新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第八項の規定は、施行日以後に新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第七項に規定する期間を経過

---

する商標登録出願について適用し、施行日前に旧商標法第十三条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、なお従前の例による。

- 5 施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は施行日前に納付すべきであった登録料（旧商標法第四十一条の二第一項前段及び第二項前段の規定により登録料を分割して納付する場合の当該登録料を含む。）若しくは個別手数料については、なお従前の例による。
- 6 新商標法第四十一条第三項の規定は、施行日前に旧商標法第四十一条第一項に規定する期間（同条第二項の規定による期間の延長があつた場合は、延長後の期間）を経過している商標登録出願に係る登録料の納付については、適用しない。
- 7 新商標法第四十一条第四項の規定は、施行日以後に同条第三項に規定する期間を経過する商標登録出願に係る登録料の納付について適用し、施行日前に旧商標法第四十一条第一項に規定する期間（同条第二項の規定による期間の延長があつた場合は、延長後の期間）を経過している商標登録出願に係る登録料の納付については、なお従前の例による。
- 8 新商標法第四十一条の二第三項の規定は、施行日前に商標登録をすべき旨の査定又は審決の送達があつ

た日から三十日以内（旧商標法第四十一条の二第六項において準用する旧商標法第四十一条第二項の規定による期間の延長があつた場合は、延長後の期間内）を経過している商標登録出願に係る登録料の納付については、適用しない。

9 新商標法第六十五条の八第四項の規定は、施行日前に旧商標法第六十五条の八第一項又は第二項に規定する期間（同条第三項の規定による期間の延長があつた場合は、延長後の期間）を経過している防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利に係る登録料の納付については、適用しない。

10 新商標法第六十五条の八第五項の規定は、施行日以後に同条第四項に規定する期間を経過する防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利に係る登録料の納付について適用し、施行日前に旧商標法第六十五条の八第一項又は第二項に規定する期間（同条第三項の規定による期間の延長があつた場合は、延長後の期間）を経過している防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利に係る登録料の納付については、なお従前の例による。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下この条において

---

「新国際出願法」という。）第八条第四項及び第十八条第二項（同項の表一の項に掲げる部分に限る。）の規定は、施行日以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。）に規定する手数料が施行日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）に規定する手数料が施行日前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、国際予備審査の請求につき、施行日以後に同項に規定する手数料を納付する者について適用する。

（政令への委任）

第五条 前三条及び附則第九条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新特許法第一百七条第一項並びに新商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第七項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第七条 (略)

(平成十五年旧特許法の一部改正)

第八条 (略)

(平成十五年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日前に前条の規定による改正前の平成十五年旧特許法第一百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は施行日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料（施行日前に旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、なお従前の例による。

---

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律及び福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十条 (略)

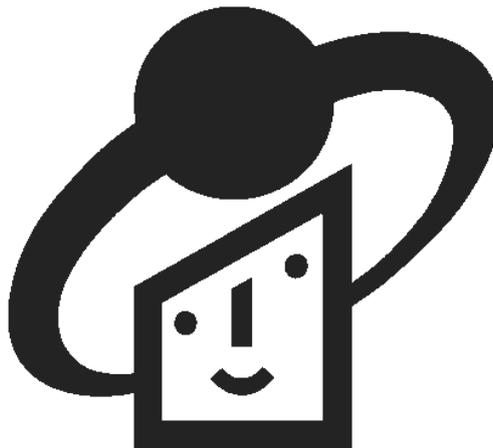
一 (略)

二 (略)

○経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局 特許室一覧

- ・北海道経済産業局特許室  
〒060-0808  
札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎5階  
電話番号 011-709-5441 Fax:011-707-5324
  
- ・東北経済産業局特許室  
〒980-0014  
仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル7階  
電話番号 022-223-9730 Fax:022-262-5906
  
- ・関東経済産業局特許室  
〒330-9715  
さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館9階  
電話番号 048-600-0239 Fax:048-601-1287
  
- ・中部経済産業局特許室  
〒460-8510  
名古屋市中区三の丸2-5-2 4階  
電話番号 052-951-2774 Fax:052-950-1764
  
- ・近畿経済産業局特許室  
〒540-8535  
大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館3階  
電話番号 06-6966-6016 Fax:06-6966-6064
  
- ・中国経済産業局特許室  
〒730-8531  
広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎2号館3階  
電話番号 082-224-5680 Fax:082-224-5645
  
- ・四国経済産業局特許室  
〒760-8512  
高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階  
電話番号 087-811-8519 Fax:087-811-8558
  
- ・九州経済産業局特許室  
〒812-8546  
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎6階  
電話番号 092-482-5463 Fax:092-482-5392
  
- ・内閣府沖縄総合事務局特許室  
〒900-0006  
那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階  
電話番号 098-866-1730 Fax:098-860-1375

## 産業財産権制度シンボルマーク



- ◆特許庁所在地           〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
- ◆開 庁 日               月～金曜日(平日)
- ◆問い合わせ受付時間   9:00～17:30
- ◆電話<特許庁代表>   03-3581-1101(音声ガイダンスに従って操作してください)

### 【テキスト作成担当】

総務部 総務課 制度審議室

内線 2118   Fax:03-3501-0624   E-mail:PA0A00@jpo.go.jp

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。